

支援体制づくり取組事例集（追補版） [推進地域編]

～ 早期からの教育相談・支援体制のための 7 つの取組 ～

今日、発達障がい者の円滑な社会生活が促進されるよう、教育と医療、保健、福祉、労働等が連携し、発達障がい者への必要な支援を切れ目なく行うことが求められています。

北海道保健福祉部では、「北海道障がい福祉計画」を策定し、障がい児支援の充実を図るとともに、家族への支援として、保護者への相談支援や一般の方々が発達障がいについての理解を深めるための啓発等を行い、障がいのある方々やその御家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めているところです。

また、道教委では、平成 26 年度から 27 年度にかけて、文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施し、事業における推進地域の取組をリーフレット「市町村教育委員会における早期からの教育相談・支援体制の充実」にまとめ、全ての市町村教育委員会や学校に配付しました。

平成 29 年度は、昨年度同様に保健・福祉分野と教育分野がそれぞれ進めてきた取組を、両者の連携した取組として発展させるため、道保健福祉部の「障がい児等支援連携体制整備事業」と道教委の「発達障がい支援成果普及事業」における「推進地域」を全ての管内において共通で指定し、その実践や成果を取組事例集（追補版）としてまとめました。

事例を御提供いただいた各推進地域の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、道内の全ての地域において本取組事例集が活用され、地域における早期からの支援体制の一層の充実が図られるよう願っています。

北海道保健福祉部 北海道教育委員会
平成 30 年 3 月

1 相談体制の充実

障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かに応じる。

読み書き支援スクリーニング事業の取組

本町では、「読み書き支援スクリーニング事業」を実施しており、発達上の理由で読み書きに著しい困難を示す児童への指導や支援について、町内小中学校の共通理解を図るためのガイドラインを策定しています。

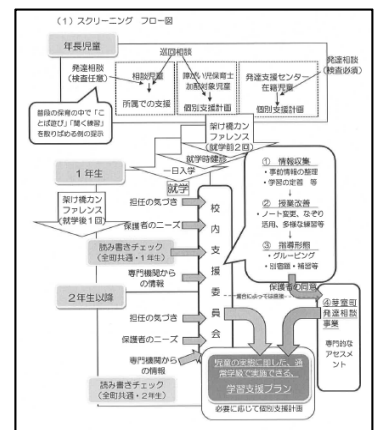
本事業では、町内の小学校1・2年生全員を対象に、聴写テストを行い、読み書きに困難のある児童の早期発見に努めています。

聴写テストを実施するに当たっては、校内の教職員で情報共有することができるよう、校内支援委員会において評価を行うなど、校内の支援体制が構築されるよう工夫しています。

また、町教育委員会は、読み書きに困難のある児童の指導や支援の充実を図る上で必要な効果的な教材について、町の教育研究所に検討を依頼し、16項目の教材リストを作成し、小・中学校に配布しています。

町内の小学校では、第2学年2学級を対象に町教育研究所、町教育委員会、町が協働して作成した教材を実際に使用したモデル授業（3時間）を行いました。

モデル授業には、町内の小学校教員や発達支援センター職員も含め、20名の参観があるなど、特別支援教育の充実に向けて町全体で取り組んでいます。



ガイドライン



作成した教材



モデル授業の様子

保育所等訪問支援事業の取組

本市の子ども発達支援センターでは、小学校や保育所、幼稚園などの関係機関を訪問して、障がいのある子どもが集団生活の中で適応していくための支援などを行う保育所等訪問支援事業を実施しています。

本事業では、訪問支援員が訪問先の学校教職員等と、子ども一人一人の発達の状態や障がいの特性等を踏まえた分かりやすい教室環境やかかわり方、伝え方について共に考え支援しています。

次年度就学児の保護者に対する就学説明会の取組

本市では、子ども発達支援センターを利用する、次年度に就学を予定している幼児の保護者を対象とした就学説明会を実施しています。

今年度は、17名の保護者が就学説明会に参加しました。

子ども発達支援センターを会場に開催する就学説明会では、教育委員会の職員が保護者に教育相談や教育支援委員会の機能や役割について説明するとともに、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における教育内容を紹介しています。

また、児童クラブや就学後の障がい児への福祉サービスの説明などを行っています。

就学説明会の実施に当たっては、保護者に教育相談や学校見学の希望の有無、就学先の意向などについて事前アンケートを実施するとともに、市の社会福祉課は、次年度の就学予定児童の動向について、教育委員会に情報提供を行い、連携を図っています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー派遣の取組

本町では、道のスクールカウンセラー派遣事業を活用し、町内の中学校にカウンセラーを派遣しています。しかし、小・中学校、高等学校と子どもたちのライフステージを踏まえると、中学校だけではなく、小学校段階からカウンセラーの派遣が必要と考え、町独自にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣する事業を今年度から実施しています。具体的な取組としては、保護者からの相談や授業観察、休み時間等の行動観察を行った後、カウンセラー等と教職員とのカンファレンスを行っており、保護者の希望があった際には、必要に応じて心理検査を実施するなど、子どもの発達の状態等を把握しています。

ケース検討会に参加した教職員からは、「専門的見地から助言をもらえるのはありがたい」「客観的に児童を捉えることができる」等の感想がありました。

本町としては、同じカウンセラー、ソーシャルワーカーを小・中学校、高等学校に派遣することで、子どもにとって安心でき、相談できる存在となると考えています。

また、小・中学校、高等学校のつなぎ役として、支援の必要な子どもの情報共有を図ることができると考えています。

今後は、カウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣範囲を、認定子ども園や放課後児童クラブにも広げ、カウンセラー等から子どもへのかかわり方について助言を得ることで、関係職員のスキルアップを図るなど、福祉と教育の情報共有や連携がより一層充実する体制の構築に取り組んでいきたいと考えています。

2 子どもや保護者への支援

乳幼児健診や就学時健診等において、保護者に「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供する。

「子育てファイル」の活用を促進するための取組

本市では、障がいの有無にかかわらず、子育てという視点に立ち、平成 28 年度から、全ての子どもに対して「子育てファイル」の配付を進めており、平成 31 年度をもって就学前の子ども全員に「子育てファイル」が行き届く予定です。

健康診断や保護者への相談を行う際には、「子育てファイル」を持参いただくよう、文書で呼び掛けを行っています。

「子育てファイル」は、資料や診断記録等が保管できるよう、クリアポケットを付けるなど利便性の向上を図るとともに、保護者が抵抗感なく取り組めるよう、自由に記入できるようにしています。

本市では、今後、母子手帳から「子育てファイル」への円滑な移行や、個別の教育支援計画へとつなげていく必要があると考えており、就学時や各支援、福祉サービスを受ける際にも「子育てファイル」の活用を促すことから取組を始めています。

「子育てファイル」を活用することは、子どもの性格や、保育所、幼稚園での様子が記載できるほか、受けてきた支援を小学校等へ説明する際の時間短縮や、関係機関等への伝え忘れを防げる便利なものであることを市のホームページでも紹介し、「市民ぐるみの子育て運動」として保護者に理解・啓発を図っています。



子育て支援ファイル

「支援ファイル」配布の取組

本市では、ホームページ上に支援ファイルの様式を掲載し、福祉サービスを利用する人への周知を図るとともに、子ども発達支援センターを利用する幼児児童生徒に支援ファイルを配布しています。

本市の支援ファイルは、乳幼児期から成人期まで、生涯に渡って活用できるよう、医療機関や福祉サービスの活用状況、就労情報はもとより、小・中学校の個別の教育支援計画などを包括する構成にしています。

支援ファイルは、保護者が管理しており、子どもの成長に応じた適切な支援が行われるよう、保育所や幼稚園、学校での様子や、成人期における生活支援や職場の様子など、その時々にかかわる関係者が保護者と情報を共有し、スムーズに連携ができるよう活用しています。

町独自の「子ども応援ファイル」作成の取組

本町では、支援ファイルを「子ども応援ファイル」と称し、母子手帳を交付するときに、町のマスコットキャラクターをデザインしたドキュメントファイルと一緒に配布しています。

「子ども応援ファイル」を持っていることが、支援を必要とする児童とならないよう、母子手帳を交付する際には、希望する全ての人に配布するようにしています。

「子ども応援ファイル」の作成に当たっては、保健師を中心としたリレーファイル作成会議を定期的に行い、保護者が書きやすい、負担とならない構成に努めました。

具体的には、妊娠期から学校卒業後の生活までの各ステージにおいて、身体や心の成長、うれしかったことや心配したことなどが記入できるよう項目を設けるとともに、医療機関の受診歴や福祉サービスの利用歴、相談履歴が簡単に記載できる様式としました。

また、月齢・年齢に応じた発達段階の表や、町の福祉サービスについてまとめたしおりを添付することで、子どもの発達の状態の把握や、福祉サービスを受ける際の窓口を分かりやすく示すようにしました。

「子ども応援ファイル」とセットで配布しているドキュメントファイルには、賞状や通信表など、子どもにかかわる様々な資料もひとつにまとめることができるよう工夫しています。

「子ども応援ファイル」は、児童にかかわる関係者が情報を共有することで、早期から適切な支援が可能になるとともに、子どもの成長を振り返ったり、応援してくれる様々な機関に気付いたりすることができる大切なツールであると考えています。

今後は、「子ども応援ファイル」の活用が一層促進されるよう福祉機関と教育機関が協力して内容の見直しを検討する予定です。



子ども応援ファイル

2 子どもや保護者への支援

「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへの必要な支援と環境づくりが、就学前から幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校等へとつながるように努める。

「サポートブック」活用の取組

本市では、支援を必要とする子どもへの具体的な支援の方針や方策について、保護者を含めた関係者で共有することができるサポートブックを用いるなど、「地域における切れ目のない支援」の充実に向けた取組を進めています。

サポートブックは、幼児期は個別支援計画に、学齢期は個別の教育支援計画の一部として位置付け、活用しています。

サポートブックは、市内の相談事業所や、市の障害福祉課はもとより、通級による指導を始めるときや特別支援学級に在籍する際、通常の学級において特別な教育的支援を必要とするときなど、教育関係者とも連携を図りながら配布しています。

サポートブックの意義については、関係者が集う自立支援協議会や療育支援連絡会のほか、特別支援学級担当者会議等の場で、活用マニュアルの配布等を通じて周知を図っており、各機関において1年に1度、活用状況を確認しています。

本市では、サポートブックの活用を一層促進するため、次年度の1年間をサポートブック使用強化年と位置付け、取組を進める予定です。



サポートブック

2 子どもや保護者への支援

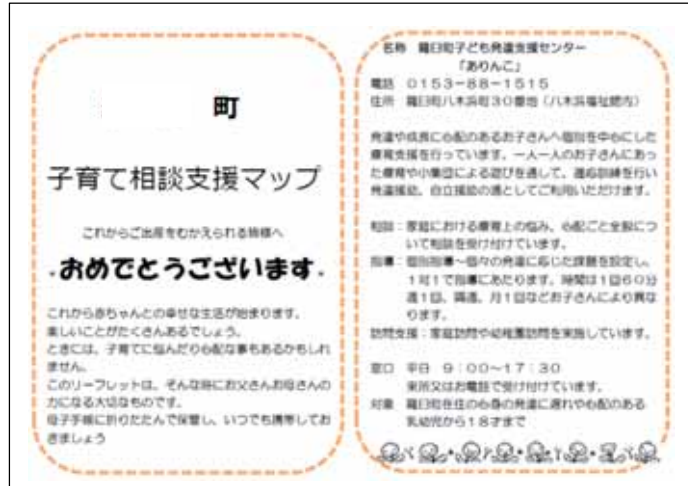
域内の子育てに関する相談機関一覧や相談支援マップを作成し、保護者に知らせる。

支援マップ作成の取組

本町では、乳幼児期から保護者が安心して相談等を受けられるよう、相談窓口や福祉サービスを記載した支援マップを作成しています。

支援マップは、母子手帳を交付する際に配布しています。

本町では、支援マップの作成・活用とともに、乳幼児健診や相談内容の見直しを行い、切れ目のない支援が行えるよう取組を進めています。



相談支援体制の充実に関する取組

本市では、これまで保健福祉部局と教育委員会が、それぞれで作成した子育て支援マップを市民に提供してきましたが、本事業をきっかけに、「市内子育て相談機関マップ」を協働で作成することにしました。

平成30年度中には、市民に配布できるよう、以下の手順で進めています。

保健福祉部局と教育委員会が連携して共通の支援マップを作成することにより、支援の必要な子どもの保護者や、幼稚園、保育園、学校の教職員が参考にするなど、早期からの一貫した指導や支援につながると考えています。

- 1 市内の相談機関一覧を作成し、保健福祉部局・教育委員会の各担当にて確認
(名称・住所・電話番号の掲載)
- 2 各機関に掲載の了承を得る
- 3 市内簡易地図にマッピング
- 4 各機関をマップに掲載
- 5 市民への配布方法や運用方法について検討
- 6 配布



市内子育て相談支援マップ作成手順

市内子育て相談機関マップ

3 学校、関係機関等との連携

保健師、保育士、心理士、相談支援専門員、教職員及び特別支援教育支援員等を対象とした研修を実施する。

「発達支援(発達障がい)について考える会」の実施

本町では、発達障がいの診断を受けた子どもに限らず、支援の必要な子どもが増えつつある中、適切な指導や支援の必要性が高まっており、保健師や保育所職員、福祉関係職員のほか、学童保育指導員や小・中学校等の教職員を対象に、基本的な知識の習得や関係機関との連携を図ることを目的とした「発達支援について考える会」を実施しました。

本研修会は、平成 28 年度から継続して取り組んでおり、これまで 5 回開催しています。

研修会では、発達障がいの特性や支援についての理解を深めるとともに、事例検討を通して支援目標や手立ての確認等をグループワークで行ったことにより、本町の子育て支援における課題や目標の共通理解が図られ、支援者同士の連携が深まりました。

また、障がいの有無に関わらず、子どもの健やかな育ちには、地域住民の理解が重要であることから、平成 29 年度には地域住民を対象とした「発達支援(発達障がい)研修会」を 2 回開催しました。研修会の実施は、子どもの発達を支援することの重要性を地域住民が共有する取組となり、子育て支援からまちづくりを考えるきっかけとなりました。

今後、は乳幼児期から学齢期までライフステージに応じた切れ目のない支援を推進するために、さらに教育現場との連携にも力を入れ、町として支援体制の充実がより一層図られるように努めます。



「発達支援について考える会」の様子



発達支援(発達障がい)研修会」の様子

「発達支援(発達障がい)を考える会」の取組

開催日	内 容	参加人数
平成 28 年 11 月 29 日	町における発達支援の現状・グループワーク	34 名
平成 29 年 1 月 24 日	発達支援・発達障がいの基礎知識・グループワーク	35 名
平成 29 年 4 月 25 日	不適応行動の背景を整理する(事例検討)・グループワーク	50 名
平成 29 年 10 月 27 日	「北海道自閉症協会道南分会公開講座」への参加協力	37 名
平成 30 年 1 月 30 日	これまでの取組と振り返り・グループワーク	31 名

「発達支援(発達障がい)研修会」の取組

開催日	内 容	参加人数
平成 30 年 8 月 4 日	「地域で支える子育て」について講演・グループワーク	63 名
平成 30 年 11 月 27 日	「子どもとの関係を育む前向き子育て」について講演・グループワーク	49 名

療育ネットワーク事業の取組

本市では、支援の必要な子どもの療育や家族支援の充実を図るため、市内の保健や医療、福祉、教育などの各種団体等の職員を対象とした、専門支援や児童発達についての講演などを行っています。講演会では、関係者の情報交換も行われ、子どもの発達の状況など、指導や支援に必要な情報を共有する場になっています。

平成 29 年度の講演会は、言語聴覚士を講師に迎え、児童発達の学問的な理解や現場での体験などについて、講演をしていただきました。

講演会には、保育士、幼稚園教諭、放課後等デイサービス事業所などの職員約 140 名が参加しました。次年度以降は、就学期の教育関係者にも対象を広げることで、より連携を強化できるよう、情報共有の場や講演の内容等を調整する予定です。

「顔の見える関係」を構築するための取組

本市では、保健福祉部と教育関係者の連携は、支援の必要な子どもについての小学校への引継ぎが主であり、互いに「顔の見える関係」とはいえず、スムーズな連携の体制を構築することが課題として挙げられていました。

そこで、まずは「顔の見える関係」を構築することを目的に、市内の幼稚園や保育園、障害児通所支援事業所のほか、学校の教職員が一堂に会し、研修を行いました。

「交流会」ではなく「研修」としたのは、保健福祉関係者と教育関係者の共通の言葉として、円滑なコミュニケーションができるようにしていくことを目的の一つとして設定したためです。

研修を実施するに当たっては、発達障害者支援センターのコーディネーターや、地域生活支援センターの地域づくりコーディネーターにも、アドバイザーとして参加いただきました。

研修には、市内の幼稚園や学校の教諭など 33 名の参加がありました。

研修終了後には講師に質問をしたり、関係者と話したりしている様子も見られ、充実した研修となりました。

研修の開始時刻が忙しい時間帯であったことから、保育園と障害児通所支援事業所の職員の参加はありませんでした。次年度は、研修の開始時刻を考慮することも検討し、研修を企画したいと考えています。



研修の様子

全ての保護者が「子育てファイル」を活用する取組

本町では、町の教育委員会と連携し、町内の小・中学校において「子育てファイル」に関する研修会を実施しています。研修会で「子育てファイル」の意義について説明したことにより、小・中学校における活用の促進につながり、小学校から中学校への引継ぎに「子育てファイル」が活用されるようになりました。

その結果、支援の必要な子どもへの、より丁寧な引継ぎが行えるようになり、中 1 ギャップの未然防止にもつながりました。

「療育支援連絡会」の取組

本市では、支援の必要な子どもが適切な支援が受けられるよう、家族支援を含めた早期療育の充実を図ることを目的に、関係機関との連携及び調整を行うための「療育支援連絡会」を実施しています。

この連絡会は、市内の幼稚園や保育園、認定こども園、小・中学校のほか、障害児通所事業所、近隣の特別支援学校、教育支援センター、保健福祉部関係課の職員が一堂に会し、年4回開催しています。

平成29年度は、「子ども理解と保護者支援」をテーマに、こども園や小学校の担当者が実践発表を行いました。発表後は、グループワークを行い、具体的な支援の内容や方法について話し合いました。

支援者が感じている保護者支援で難しいと思うこと	
保護者と子どもの実態を共有すること	42%
保護者に子どもの状態を伝えるときの伝え方	38%
保護者との信頼関係の構築の仕方	20%

アンケートの結果

アンケートの結果を踏まえ、保護者と子どもの実態を共有するためには、保護者に寄り添いながら、子どもの成長を伝えることが大切であると確認しました。

療育支援連絡会において、支援者の体験に基づく事例を共有したことは、支援の方向性の確認や取組の評価につながりました。

本市では、関係機関が連携することにより、保護者を支え、子どもの成長を促す取組を進めています。

福祉部門の情報を教育関係者へ届ける取組

本町では、これまで特別支援教育連携協議会に保健師が参画し、保健師と教育委員会が合同で幼稚園を訪問するなど、就学前から教育と保健が連携して情報共有に取り組んできました。

また、教育委員会では「障がいのある子どもを育てる保護者の思いを学校に適切に伝える」という観点から、特別支援教育コーディネーターを配置し、各学校との連携を図っています。



研修会の様子

幼稚園や学校の現場からは、保護者からの福祉制度等に関する問合せや、相談に関する課題が挙げられていたことから、今年度から、特別支援教育連携協議会に福祉部門担当者と相談支援事業所の職員も参画することとし、より幅広い情報を関係者が共有できるよう取り組んでいくこととしました。

また、教育や保健・福祉関係者等を対象とした「障がい福祉セミナー」を開催しました。セミナーは、障がい福祉に関する基礎的な知識や制度等を学ぶことにより、支援者の質の向上や関係者の連携を深めることを目的としており、町内外から約100名が参加しました。

セミナーでは、地域に暮らす障がいのある人から話を聴くことなどを通して、必要な支援の在り方などについて理解を深めました。会場内では、障がい福祉サービス事業所の活動を知る機会となるよう、町内の障がい福祉サービス事業所によるコーヒー販売や、絵画等の作品展示を行いました。

3 学校、関係機関等との連携

保健や福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどによる市町村特別支援連携協議会及び自立支援協議会等の会議で、課題解決に向けた協議を行う。

福祉と教育の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議できる場の設置

本町では、これまで、福祉機関と教育機関による合同のケース検討や引継ぎは必要に応じて行ってきましたが、母体となる組織がなかったことから、福祉と教育が連携するための仕組みづくりを検討することとしました。

連携のための仕組みづくりは、福祉部局と教育委員会や、各学校の管理職をはじめとした学校関係者が集まり、年間5回打合せの会議を実施しました。

本町では、福祉と教育が連携する母体として「本町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会」を立ち上げるとともに、その下部組織としてケース検討部会、スクールカウンセラー等派遣事業検討部会、関係機関研修部会を設けました。

協議会の構成員は、教育長をはじめ、小・中学校、高等学校の校長や福祉課長、認定子ども園の園長等、町内教育・福祉機関の職員とし、専門部会で検討した内容の報告や、話題となった地域課題について方向性を決定する機関として位置付けました。

組織の事務局は、福祉と教育の連携がより図られるよう、町の福祉課と教育委員会が担うこととしました。

「本町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会」の運用は、平成30年度からとなりますが、ケース検討部会や関係機関研修部会等、現場の職員が実際に顔を合わせる機会に、子どもの情報を共有することで、互いの役割を理解しながら、支援の必要な子どもやその保護者への切れ目のない支援が行えると考えています。

町の福祉部門と高校との協力体制の構築

本町では、在学中には大きな問題もなく学校生活を送っていた発達障がい者が、職場に適応できずに離職し、ひきこもり、うつ病などの二次障害を起こす場合があることから、町の福祉部門と高等学校が、連携・協力できる体制の構築を目指しています。

具体的な取組として、町からは、高等学校の進路指導に生かせるよう、障害者総合支援法に関する情報や福祉サービス等の情報提供を行うとともに、町が作成した相談窓口を記載したチラシを保護者に配布しています。また、高等学校からは、学校生活の様子や支援内容について町に情報提供を行っています。

これらの取組を円滑に実施するため、年2回程度、町の福祉部門と高等学校の職員が定例の会議を実施しています。

関係機関の一層の連携を図る取組

本町には、福祉と教育の関係者が集う組織として、福祉課が事務局を担当する「要保護児童対策地域協議会」、「だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」と、教育委員会が事務局を担当する「教育支援委員会」、「特別支援教育連絡協議会」があります。

これらの協議会等では、構成メンバーが重なっていることも多いことから、「小さな町」という地域性の利点を生かし、関係者が連携して問題解決に取り組んでいます。

こうした取組を持続可能な体制に整えたいと考え、「だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」の専門部会「子ども支援部会」において、関係機関の役割やつながりを図式化した、関係者向けの担当者一覧表を作成しました。

また、教育委員会が事務局をしている2つの組織を統合することが決まり、「福祉、医療との連携」を目的とした委員会が、平成30年4月からスタートする予定です。

本町では、今後も、関係者が顔を合わせる機会を確保することにより、支援の必要な子どもとその保護者への支援の充実を図ります。

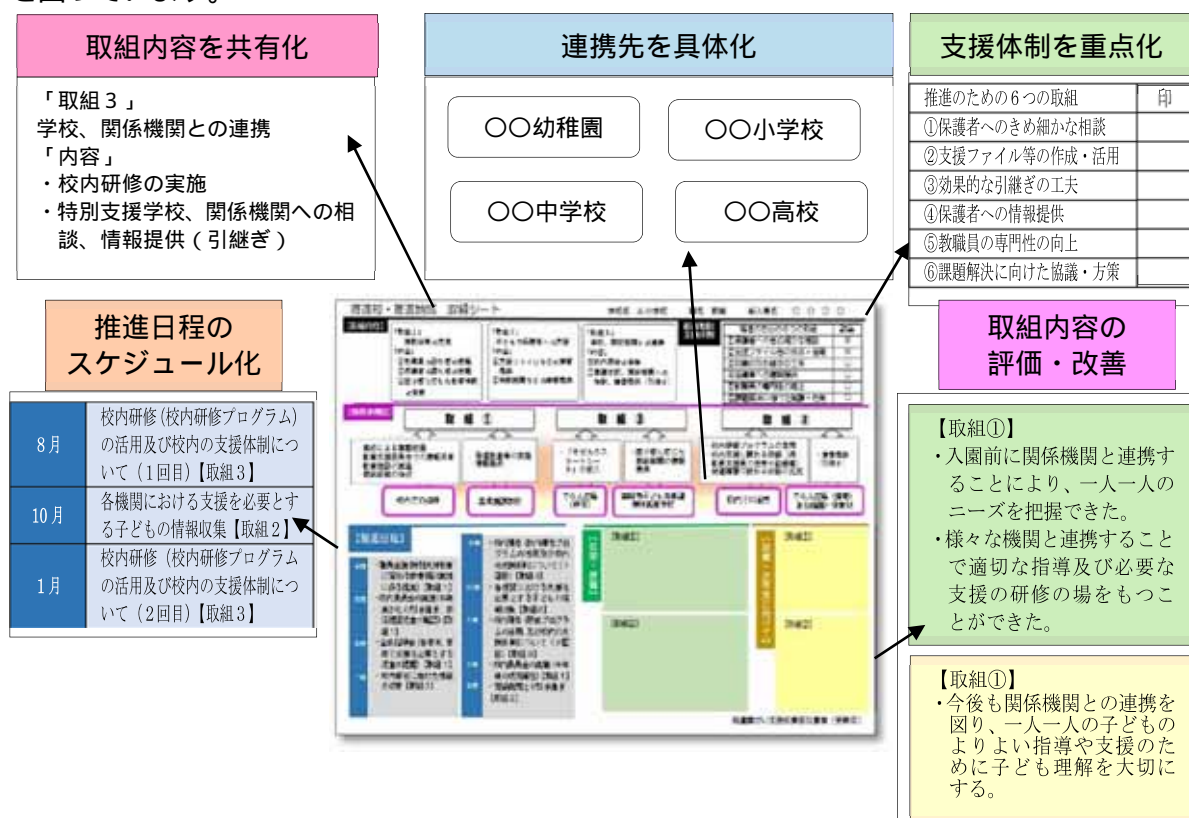
3 学校、関係機関等との連携

地域の連携体制や個別のケースの対応等について、必要に応じて、発達障害者支援センター等の助言を受ける。

特別支援教育の取組を可視化する「取組シート」の活用

推進校においては、学校経営の柱の一つに特別支援教育の充実を位置付けるとともに、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を整備し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への実態把握や支援等を推進しています。

これまでの取組から、それぞれの学校（地域）の児童生徒や体制整備の状況が異なることを踏まえ、「推進校・推進地域『取組シート』」を活用した取組の可視化・共有化をすることにより、具体的な取組の実施や評価を踏まえた改善など、地域における特別支援教育の一層の充実を図っています。



「推進校・推進地域『取組シート』」を活用することにより、各学校や地域の特色を生かし、地域が一体となった特別支援教育の充実に向けた取組を進めることができました。

また、取組を可視化したことにより、発達障害者支援センターのコーディネーターから、地域の連携体制について参考となる情報や指導助言を受けることができました。

道教委「発達障がい支援成果普及事業」における「推進地域」

管 内	市町村
空知	美唄市
石狩	石狩市
後志	共和町
胆振	室蘭市
日高	浦河町
渡島	八雲町
檜山	厚沢部町

管 内	市町村
上川	美瑛町、愛別町
留萌	天塩町
宗谷	稚内市
オホーツク	大空町
十勝	芽室町
釧路	標茶町
根室	羅臼町、標津町

